

# 指宿市広報紙広告募集要項

## 1. 広告を表示する広報紙の規格等

広報紙有料広告事業に係る仕様書に記載

## 2. 募集の内容等

### (1) 募集

広報いぶすきの広告を取り扱う広告取扱事業者 1社募集

### (2) 契約期間

広報紙有料広告事業に係る仕様書に記載

### (3) 表示する広告の種類等

指宿市有料広告等掲載取扱要綱（平成20年指宿市告示第4号）、指宿市有料広告等掲載基準、指宿市広報紙広告掲載取扱要領及び広報紙有料広告事業に係る仕様書の規定に適合するもの。

### (4) その他

広告取扱事業者の決定後、契約締結予定である。広報いぶすき5月号に掲載する広告については、有料広告申込書を3月23日までに、版下原稿を3月31日までに市に提出することとし、他の月については、広報紙広告掲載スケジュールのとおりとする。

## 3. 応募資格

次のすべてに該当する者であること。

- (1) 広告代理店業務について、過去3年以内に取扱実績を有する者であること（過去の広告代理業務の実績を示す資料（契約書写等）を添付のこと）。
- (2) 市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。
- (4) 法人にあっては、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生手続、再生手続等をしていないこと。
- (5) 法人にあっては、商法（明治32年法律第48号）により、会社の整理の開始を命ぜられていないこと。

## 4. 応募手続

### (1) 募集要項等の配布期間及び配布場所

#### ① 配布期間

令和6年1月22日(月)から令和6年2月22日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から正午まで。

#### ② 配布場所

指宿市十町2424番地 指宿市総務部市長公室秘書広報係（指宿市役所指宿庁舎2階）

※募集要項等は指宿市ホームページからも入手できます。

<https://www.city.ibusuki.lg.jp/>

#### ③ 広告事業説明会

説明会はありません。

(2) 申込書等の提出期限及び提出場所

①提出期限

令和6年2月22日(木) 正午(必着)

②提出場所

指宿市十町2424番地 指宿市役所総務部市長公室秘書広報係(指宿市役所指宿庁舎2階)

③提出物

ア 広報いぶすき広告掲載契約申込書兼見積書(封筒に「見積書在中」と記載すること)

※イ～カとは別に封入すること。

イ 過去3年以内に広告業務を行ったことを証する書類等(契約書写し等)

※広告代理店業務について、過去3年以内に取扱実績を有する者であること。(過去の広告取扱業務の実績を示す資料(契約書写等)を添付のこと)

ウ 商業登記事項証明書(現在事項全部証明書)(応募者が法人の場合)(写しでも可)

エ 身分証明書(応募者が個人の場合)(写しでも可)

オ 納税情報の照会に関する同意書

※証明書は、申請日直前3カ月以内に発行されたものを提出のこと。

カ その他参考となる書類(会社概要など)

④提出方法

提出期限までに提出場所に持参又は郵送(必着)すること。

5. 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

ア 所定の日時及び場所に応募提出物を提出しないとき。

イ 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字が誤脱し、又は認識しがたい見積書を提出したとき。

ウ 金額を訂正した見積書を提出したとき。

エ その他、市が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき。

6. 広告取扱業者の決定

(1) 決定方法

適正な応募をした者のうち、市が定める予定価格を上回る最も高額な広告料の見積金額を提出した者を広告取扱業者として選定する。なお、広告料の見積金額が最も高額である者が複数の場合は、抽選により決定する。

(2) 結果の発表

応募者に対し文書により通知する。また、決定した広告取扱業者(広告代理店)の所在及び名称(広告取扱業者が個人の場合は住所及び氏名)並びに連絡先については、市ホームページ等において公表する。

(3) 広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は、市の指定する期日までに市と広告事業に関する契約を締結しなければ、その資格を失う。

7. その他

(1) 応募者は、この募集要項、仕様書、広報紙広告掲載スケジュール、指宿市有料広告等掲載取扱要綱、指宿市有料広告等掲載基準、指宿市広報紙広告掲載取扱要領、広報いぶすき広告事業に関する契約書(案)、イベント等の案内に関する広報の広報紙掲載基準等を熟知

- し、応募すること。
- (2) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
  - (3) 本応募に要する費用は、応募者の負担とする。
  - (4) 提出された書類等は返却しない。

## 8. 申し込み・問い合わせ先

指宿市総務部市長公室秘書広報係 担当：福ヶ迫  
〒891-0497 指宿市十町 2424 番地  
電話：0993-22-2111（内線 122） FAX：0993-24-3826  
E-mail：koshitsu@city.ibusuki.jp